訪問看護重要事項説明書

（令和８年６月現在）

1　概要

（１）事業者（法人）

事業者名称	医療法人社団　晃悠会
代表者	理事長　大橋　壯樹
所在地	東京都小平市小川東町1-23-10
連絡先	電話：042-313-5520

（２）事業所の名称及び事業所番号

事業所名称	むさしの救急訪問看護ステーション
管理者	鳥喰　美恵
所在地	東京都小平市小川東町1-23-10
連絡先	電話：042-313-5823　　FAX:042-313-5579
事業所番号	１３６４３９０２９２

（３）職員体制と職務内容

職種	人数	職務内容
管理者兼看護師	1名	従業者の管理及び業務の 一元的な管理
看護師・准看護師	2.5名以上	訪問看護サービスの提供
理学療法士等	適当数	訪問看護サービスの提供
事務員	１名	事務所の必要な事務処理

（４）サービスを提供できる地域

小平市・東大和市・東村山市・小金井市・国分寺市の全域とする。 （他地域は要相談）

（５）営業日・営業時間

営業日・時間	月曜日から金曜日　　8：30～17：00
休日	土曜、日曜日、年末年始（12/31～1/3）

（6）サービス提供時間

サービス提供時間	8：30～17：00
サービス提供時間	24時間対応体制加算をお申込みいただいている方につきましては、営業日や営業時間帯に関わらず、24 時間対応できる体制を整えております。緊急時には営業時間外であっても訪問いたします。ただし、時間外の場合については利用料が通常と異なりますので、あらかじめご了承ください。

※時間帯については､下記を参照してください。
早朝/午前6時～午前8時　　夜間/午後6時～午後10時　　深夜/午後10時～午前6時

キャンセル方法　キャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

ご利用日の前日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前日の 17 時までにご連絡がなかった場合	利用予定サービスの１０割負担分

※利用者の体調の急変等やむを得ない事情の場合は、キャンセル料は発生いたしません。

2 事業の目的と運営方針

（1）事業の目的

むさしの救急訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（2）運営方針

当事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を図るものとする。

3 サービス提供内容

① 看護サービスの提供
・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
②医療的処置行為
・創傷及び褥瘡処置
・人工肛門・人工膀胱管理ケア
・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
・在宅酸素療法管理ケア

・在宅人工呼吸器管理ケア
・喀痰の吸引・管理
・点滴
・排泄管理ケア（浣腸・摘便）
③リハビリ援助行為
・拘縮予防
・認知予防指導（趣味の活用・レクリエーションを取り入れた機能訓練など）
④ご家族や介護者に対して
・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
・介護者の健康相談・助言

4 利用料金

(１)利用者は、介護保険法その他関係法令に基づき、介護保険の適用を受ける訪問看護サービスに係る利用者負担額を支払うものとします。また、医療保険の適用を受ける訪問看護サービスについては、健康保険法その他関係法令に基づく利用者負担額を支払うものとします。

(２)利用者は、別紙料金表に定める利用料のうち、保険給付の対象とならない費用及びサービスの提供に伴い別途必要となる費用について、訪問看護ステーションに支払うものとします。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払方法について

① 利用料、利用者負担額 その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額、及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ｲ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月１５日までに利用者様宛にお届け（または郵送）いたします。
② 利用料、利用者負担額 その他の費用の支払方法等	事業所が指定する方法によりお支払いただきます。 ・口座振替（引き落とし日：毎月26日、休業日の場合は翌営業日） 新規の利用者様や諸事情により振替ができなかった場合は、翌月に2か月分まとめて引き落としになる場合があります。 ・事業所指定口座への振り込み（なお、振込手数料は利用者様のご負担となります。） ◎毎月20日までにお振込をお願いいたします。

振込先

・武蔵野銀行　　ふじみ野支店　　普通口座　１１２０３７５
口座名義　イリョウホウジンシャダン　コウユウカイ

・お支払いを確認後、領収書をお渡しいたしますので、大切に保管していただきますようお願いいたします。(医療費控除の申告等の際に必要となる場合があります。)

6 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談やご依頼があった場合、サービス開始に先立ち当事業所の職員がご自宅を訪問させていただきます。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書等に基づき訪問看護計画書を作成し、利用者の同意を得たうえで、サービス提供を開始します。

・ 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービスを変更または中止することがあります。

・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。

・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、訪問時間の変更、振替または訪問の中止をお願いする場合があります。

（2）サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合。

サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヵ月前までに文書等で通知いたします。

③ 自動終了

（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

・ 利用者が施設等へ入所・入居した場合で、入所・入居先の状況や利用者の状態等により、当事業所による訪問看護サービスの継続が困難となった場合

・ 要介護認定等で非該当（自立）と判定され、介護保険による訪問看護の給付対象外となった場合。ただし、医療保険による訪問看護の利用要件を満たす場合を除く。

・ 利用者が亡くなられた場合。

④ その他

・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者またはそのご家族等に対して社会通念上許容されない行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書等で解約の意思を通知することで直ちに契約を解約することができます。

・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを２か月以上遅延し、当事業所が料金の支払いを催告したにもかかわらず、催告後１０日以内に支払いがない場合、または利用者もしくはご家族等が、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約の継続が困難となるような背信行為を行った場合には、当事業所は文書等により通知することにより、本契約を解除することがあります。

7 緊急事態の対応方法

・ サービス提供中に利用者の体調が悪化した場合は、利用者の状態に応じて必要な措置を講じるとともに、必要に応じて主治医やご家族等に連絡し、適切に対応します。

8 事故発生時の対応方法について

・利用者に対する訪問看護サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

・訪問看護サービス提供に伴う事故等に備え、当事業所は損害賠償補償制度に加入しています。

損害保険会社	株式会社　損害保険ジャパン
保険内容	介護事業者賠償責任保険

9 サービスの内容に関する苦情

訪問看護に関するご相談や苦情につきましては、下記窓口にて承っております。

サービス・苦情等	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 管理者　鳥喰　美恵 電話　　042-313-5823	
各市役所の介護保険係	小平市　　０４２-３４１-１２１１ 東大和市　０４２-５６３-２１１１ 東村山市　０４２-３９３-５１１１	国分寺市　０４２-３２５-０１１１ 小金井市　０４２-３８３-１１１１
東京都国民健康保険団体連合会介護苦情窓口		０３-６２３８-０１７７

10 衛生管理等

(1)看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その検討結果について、従業者に周知徹底します。

② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(管理者) 鳥喰 美恵

(2) 虐待の防止に向けた対策を検討する委員会を定期的に開催し、その検討結果について従業者に周知徹底しています。

(3) 虐待の防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対し、虐待の防止に関する定期的な研修を実施しています。

(5) 当該事業所の従業員は、利用者が事業所の従業者又は養護者（現に利用者を養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる場合は、速やかに市区町村に通報します。

12 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する訪問看護サービスを継続的に提供するとともに、非常時の体制下で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 業務継続計画について定期的に見直しを行い、必要に応じて変更します。

個人情報の取扱について

1.当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
2.従事者が得た利用者の個人情報については、サービス担当者会議・事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。
3.従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
4.従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。
5.サービス利用者に医療上緊急の必要性がある場合に、医療機関に利用者に関する心身状況等の情報を提供する事、並びにそれに付随して利用者の家族の情報を提供する事。
6.サービスの質の向上を目的とした、評価機関によるサービス事業所の審査のため、利用者及びその家族の個人情報を用いる事。

重要事項説明書・個人情報取扱・加算説明　同意書

□訪問看護サービスの利用にあたり重要事項の説明を事業所より受け了承します。

□個人情報使用同意書の説明を受け了承します。

□加算の説明を受け同意します。

同意日　　年　　月　　日

＜事業所＞　　むさしの救急訪問看護ステーション
〒187-0031　東京都小平市小川東町1-23-10
TEL　042-313-5823　　FAX　042-313-5579
管理者　　鳥喰 美恵

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿

＜ご利用者＞
住所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　　（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜□ご家族・□代理人＞　どちらかに☑
住所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　　（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ご関係（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿

◎利用料のお支払い方法
□口座振替　　□振込み